

### 臨時福祉給付金（経済対策分）を支給します

臨時福祉給付金（経済対策分）とは、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、国の経済対策の一環として、平成29年4月から31年9月までの2年6か月分を、対象者に一括して支給されるものです。

**支給対象者** 基準日（28年1月1日）に、青梅市に住民票のある方で、28年度市民税・都民税が非課税の方

※ご自身を扶養している方が課税されている場合および基準日において次の方は、対象となりません。

- ①生活保護制度の被保護者
- ②中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
- ③国立ハンセン病療養所等入所者家族生活支援費の受給者
- ④国立ハンセン病療養所非入所者給付金（援護加算分）の受給者

※配偶者からの暴力を理由に避難している方等で、他の市区町村から住民票を移さずに青梅市にお住まいの方は、青梅市で申請を受け付けている場合があり、臨時福祉給付金担当へご相談ください。

**支給額** 支給対象者1人につき1万5千円（1回のみ）

**申請書の送付** 申請書は原則として、29年3月上旬までに支給対象者と思われる方に送付します。

※未申告などの理由により

### 市内小学生の平和ポスター作品が全国入選

世界連邦運動協会青梅支部では、次代を担う子どもたちに平和の尊さや人類の一員としての意識を深めていただくため、市内の小学生から、世界平和をテーマとしたポスター作品を募集し、昨年11月に「小学生平和ポスター展」を開催しました。このたび、青梅支部ポスター展の入賞作品が「第45回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」の審査を受け、2作品が入選を果たし、2月25日（土）にJICA地球ひろばで表彰式が開催されました。

入選作品は3月2日（木）まで、JICA地球ひろば2階の展示スペースに展示されています。

入賞 二小6年 山口莉緒さん  
 佳作 吹上小5年 築地隼さん

お問い合わせ 秘書広報課 聴・国際交流担当

### 青梅市・羽村市合同開催 東京の空襲資料展

昭和20年3月10日、東京の町を中心に大規模な空襲を受け、一夜にして10万人ともいわれる尊い命が失われました。

3月10日の「東京都平和の日」に合わせ、平和について考える機会となるよう、青梅市と羽村市合同で東京の空襲資料展を開催します。会場には、青梅市郷

日時・会場  
 3月10日（東京都平和の日）に合わせ、平和について考える機会となるよう、青梅市と羽村市合同で東京の空襲資料展を開催します。会場には、青梅市郷

### 3月10日は東京都平和の日

都は、平和国家日本の首都として、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い、3月10日を「東京都平和の日」と定め記念式典を実施します。

この式典では、東京大空襲をはじめ、戦災で亡くなった方のご冥福をお祈りするとともに、世界平和を

### バイク・軽自動車などの名義変更等、廃車の手続きはお早めに

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車等を所有している方に課税されます。住所変更、名義変更、廃車等をする場合は3月31日（金）までに手続きをしてください。年度末は大変混み合います。早めの手続きをお願いします。

**手続きが必要な場合**

- ①市外へ転出したが、バイクなどの登録が前住所地のままである。
- ②譲渡したが名義変更の手続きをしていない。
- ③バイクなどが盗難、解体などになくなった。

**手続きをする場所**

▼バイク（125cc以下）、農耕用作業車、フォークリフトなど：市民税課（市役所1階）

▼二輪車（125cc超）：東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所（八王子市滝山町）テレホンサービス ☎050・5540・2034

### 軽自動車税の税率改正

※土・日曜日を除く  
 ▼羽村会場：3月4日（土）～14日（火） 午前10時～午後8時・羽村市図書館受付カウンター前

※月曜日を除く  
 問い合わせ 秘書広報課 聴・国際交流担当

※土・日曜日を除く  
 ▼青梅会場：3月6日（月）～14日（火） 午前8時30分～午後5時15分・青梅市役所1階ロビー

※9日（木）は午後8時まで



▲鉄かぶと

### 第1回青梅市環境審議会

傍聴にお出かけください  
 日時 3月24日（金） 午後2時から  
 会場 市役所議会議棟3階大会議室  
 内容 青梅市生物多様性地域戦略の策定について

定員 10人（抽選）  
 傍聴受付 当日の午後1時30分～45分に会場入り口で

お問い合わせ 環境政策課

### 身体が不自由な方などで新たに軽自動車税の減免を受ける方は申請を

身体が不自由な方などが利用する軽自動車など（バイクを含む）は、障害の程度により申請をすることで税金が減免されます。（自動車税の減免を受けている方、すでに申請をしている方を除く）

新たに減免申請する方は、5月31日（水）までに手続きしてください。

対象車両 身体障害者などが所有する車、または身体障害者などのために使用する車（生計を一にする家族が所有するもの（営業用を除く））

申請に必要なもの 前記に該当する各手帳のほか、車検証または標識交付証明書、運転免許証、個人番号カードまたは通知カード、認め印

申請場所・問い合わせ 市民税課庶務係（市役所1階）

